

熊本市における 宿泊税の実務について

令和 8 年 7 月

熊本市財政局税務部市民税課

熊本市経済観光局観光交流部観光政策課

目 次

1	宿泊税の徴収事務について	・ ・ ・ ・ ・ P 1
2	宿泊税事務の内容と仕組み	・ ・ ・ ・ ・ P 3
3	使途の概要	・ ・ ・ ・ ・ P17
4	問い合わせ先	・ ・ ・ ・ ・ P20

1 宿泊税の徴収事務について

熊本市における宿泊税制度の概要は、以下の表のとおりです。

項 目	熊本市の制度	手引き
課税客体等	・ 課税客体 ： 熊本市に所在する宿泊施設（民泊含む）への宿泊行為 ・ 課税標準 ： 宿泊施設への宿泊数 ・ 納税義務者： 宿泊施設への宿泊者	P4
徴収方法	・ 徴収方法：特別徴収 (宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し、市へ申告と納入をする。)	P2
非課税事項 (免税点) (課税免除)	・ 免税点・課税免除は設けない ただし、外国大使等の任務遂行に伴う宿泊の課税免除あり。	P12
申告納入期限	・ 毎月末日までに、前月の初日から末日までの間の分を申告し、納入する。 ・ 一定の要件を満たす場合は、<u>3か月ごとの申告納付の特例</u>が可能	P18
課税期間 (見直し期間)	・ <u>導入後2年が経過した時点で初回の見直し</u>検討を実施、 <u>その後は5年ごと</u>に見直しを行う。	—

手引き
P13

特別徴収義務者登録の申請

- ・ 課税開始日（令和8年7月1日以降は営業開始）の前日までに申請します。



【必要に応じて】**レジシステム等の整備** ※**補助金交付あり**

- ・ 補助金交付決定通知の到着後に着手します。

申請期限は
令和8年10月31日まで



手引き
P24

宿泊税の徴収と帳簿等の保存

- ・ 課税開始日以降、宿泊者から宿泊税を徴収します。
- ・ 帳簿などの書類を保存します。



手引き
P18

宿泊税の申告・納入

- ・ 「宿泊税納入申告書」を作成し、「宿泊税月計表」を添付のうえ、翌月末までに熊本市へ提出し、徴収した宿泊税を熊本市に納入します。

2 宿泊税制度と仕組み

特別徴収義務者の登録

手引きP13

旅館業の許可又は住宅宿泊事業の届出をしている事業者は、速やかに特別徴収義務者としての登録の申告を行ってください。また、新たに宿泊施設の営業を開始される場合は、**営業開始前日までに申告**を行ってください。

施設の許可等を受けた方と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合で、実質的経営者が特別徴収義務者となる場合は、当該経営者が開始の申告を行ってください。

※**登録内容に変更等がある場合も、届出が必要**となります。

【提出書類】 手引きP13以降をご確認ください。

納税管理人の申告

手引きP23

特別徴収義務者は、熊本市内に住所及び事務所を有していない場合は、納税に関する一切の事務を処理させるため、原則として、市内に住所等を有する者を代理人と定めて申告する必要があります。この代理人を「**納税管理人**」といいます。

※ただし、宿泊税の徴収に支障がないと認められる場合は、納税管理人を定める必要がない場合があります。

詳しくは熊本市市民税課法人課税班までお問い合わせください。

【提出書類】

- ① 宿泊税納税管理人申告書兼承認申請書
- ② 納税管理人が法人の場合は履歴事項証明書(写)、個人の場合は住民票(写)

宿泊税の税額 手引きP8

宿泊税の税額は、1人1泊につき200円です。

※宿泊料金がかからない宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

宿泊料金 手引きP7

宿泊税における宿泊料金とは、宿泊に伴う料金のほか、その名称に関わらず、宿泊者が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額をいいます。

宿泊料金に含まれるもの	宿泊料金に含まれないもの
・ 清掃代 ・ 寝具使用料 ・ 入浴代 ・ 寝衣代 ・ サービス料 ・ 奉仕料 など	・ 食事代 ・ 遊興費 ・ 会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額 ・ 消費税、地方消費税、入湯税等の税 ・ 自動車代、たばこ代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金 ・ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額 ・ 宿泊予約サイト等の利用に係る事務手数料 など

Q 1 免税点、課税免除は設けないということだが、例えば0歳の赤ちゃんでも課税されるのか。

A 1 宿泊料金がかかっていない場合（添い寝無料の場合など）は、宿泊税は課税されません。
ただし、幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代がかかる場合は、宿泊税の課税対象となります。

Q 2 子どもの宿泊料を徴収していないが、**施設使用料**として定額料を負担いただく場合がある。
この場合の施設使用料は宿泊料金にあたるのか。

A 2 宿泊料金に含まれるものの例として、「清掃代、寝具使用料、入浴代など」があり、宿泊料金に含まれないものとして「食事代、遊興費など」があります。そのため、この施設使用料が寝具使用料や入浴代などの宿泊の利用行為の対価として負担いただくものであれば、宿泊税を徴収していただくこととなります。

Q 3 宿泊料金の割引・優待等があった場合や、ポイントでの支払いがあった場合

A 3 宿泊施設の経営者自らのサービスで割引が行われた場合は、**割引後**の料金を宿泊料金とします。

宿泊料金20,000円のところ、宿泊施設の経営者が無料にした。

⇒ 宿泊料金は値引き後の0円とする。（宿泊税は非課税）

宿泊施設の経営者自らのサービス以外（宿泊予約サイトのポイントや懸賞による招待等）で割引が行われた場合（いわゆる第三者割引）は、**割引前**の料金を宿泊料金とします。

宿泊料金20,000円のところ、宿泊者が予約サイトのポイントを20,000円分利用した。 ⇒ 宿泊料金はポイント利用前の20,000円とする。（宿泊税は課税）

※市のHPに宿泊税に関するFAQを掲載していますのでご確認ください。

いつの宿泊から課税されるのか？

手引きP4

令和8年7月1日から宿泊税条例施行のため、

令和8年7月1日 当日の宿泊から、宿泊税が課税されます。

令和8年7月1日よりも前に予約があった場合でも、宿泊税が課税されます。

宿泊税が課税される「宿泊」とは？

手引きP4～6

宿泊税においては、以下を判断基準とします。

- ① その利用行為が**契約上宿泊**としての取扱いであるもの
- ② ①以外の場合で、その利用行為が**日をまたぐ6時間以上**の利用であるもの

(例1) 午前0時を超えてからチェックインした場合
→その利用料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は、課税対象となります。

(例2) 客室を日帰りで利用するいわゆるデイクースの場合
→日をまたぐ利用ではないため、課税対象とはなりません。ただし、宿泊施設がその利用を契約上宿泊料金として取り扱う場合は、課税対象となります。

「外国大使等の任務遂行に伴う宿泊の課税免除」とは？ 手引きP12

本市では課税免除を行いませんが、**外国大使等**の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税の課税を免除します。

①課税が免除される施設

消費税が免除される施設として**国税庁長官の指定**を受けた宿泊施設

②課税が免除される外国大使等

①の宿泊施設に宿泊する、消費税を免除される者として、外務省大臣官房儀典官からその証明書となる**免税カード**の交付を受けた者

※課税免除かどうかの判定は免税カードの提示により行ってください。

納入申告書提出時に、消費税免除指定店舗の指定日を確認できる書類の写しを添付してください。

申告納入について

手引きP18、P21

宿泊者から徴収した宿泊税は、徴収した税額を**申告**のうえ、その税額を熊本市へ**納入**していただく必要があります。各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税を、**原則、翌月の末日までに**、宿泊施設ごとに「**宿泊税納入申告書**」※¹に「**宿泊税月計表**」※¹を添付のうえ、熊本市に提出してください※²。

※1 毎年2月頃に、1年分の納入申告書類一式を市から送付いたします。なお、eLTAXで申告及び納された方には、紙資源の使用抑制とデジタル活用の推進による脱炭素社会の実現と持続可能な地域づくりに貢献するため、案内のみの発送を検討しております。

その際、書類が必要な場合はご連絡ください。月計表は記載事項が同様なものであれば、任意の様式でも構いません。

※2 原則、宿泊施設ごと（許可、届出の施設ごと）に行ってください。ただし、以下のすべてに該当する施設については、熊本市市民税課法人課税班までご相談ください。

- ① 経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在する。
- ② 経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており、区分することができない。

※3 申告すべき宿泊税額が0円の場合も、申告書の提出が必要です。（月計表は不要です。）

納入申告書の提出方法 手引きP21、P29

以下のいずれかの方法で提出してください。

- ・インターネットでeLTAXを利用して申告（電子申告）する。
※後述の「eLTAX（エルタックス）による電子申告・電子納税」をご確認ください。
- ・熊本市市民税課法人課税班の窓口[※]に持参する。
- ・熊本市市民税課法人課税班に郵便又は信書便で郵送する。（消印有効）
※控えの返送を希望される場合は切手貼付の返信用封筒を同封してください。

納入方法 手引きP21、P29

- ・インターネットでeLTAXを利用して納入する。
※後述の「eLTAX（エルタックス）による電子申告・電子納税」をご確認ください。
- ・納入書で納入する。
納入場所：熊本市指定金融機関、熊本市納税課、各区税務室及び各総合出張所
※納入できる金融機関については、納入書に記載されていますのでご確認ください。

申告納入期限の特例

手引きP18、P19

各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税は、**原則、翌月の末日までに申告納入**していただきます。
特別徴収義務者の申告納入手続きの負担を軽減するため、下記の【適用要件】を満たす場合は、**申請し、承認を受ける**ことにより、申告納入期限の特例を受けることができます。
この特例を受けると、以下のとおり、**3か月分をまとめた年4回の申告納入期限**となります。

【適用要件】

- ① 申請書の提出前12月間（以下「対象期間」という。）の納入すべき宿泊税が240万円以下であること。
- ② 過去に本特例の取消しを受けた場合は、当該取消しの日から1年を経過していること。
- ③ 対象期間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- ④ 対象期間において、市税の徴収金を滞納していないこと。
- ⑤ 申請書を提出した月の12か月前の月の初日までに、宿泊施設の経営を開始し、かつ、「宿泊税に係る経営申告書」を提出していること。
- ⑥ 特別徴収義務者の財産その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限
3月・4月・5月	6月末日	9月・10月・11月	12月末日
6月・7月・8月	9月末日	12月・1月・2月	3月末日

経過措置（令和9年6月30日まで）

手引きP19

条例施行前から営業する宿泊施設については、下記の【経過措置適用要件】を満たす場合、**令和8年7月～9月宿泊分の申告納税の実績**に基づき、**最短で令和8年10月宿泊分から特例申請が可能です**。承認決定通知書に記載された特例の開始月から、特例が適用されます。
申請書は市HPに掲載しています。

【経過措置適用要件】

- ① 申請書の提出前3ヶ月の納入すべき宿泊税が60万円以下であること。
⇒従って令和8年は、特例申告が認められた場合、10～11月宿泊分の申告納入期限が12月末日までとなります。（7～9月宿泊分については、特例の適用はできません。）なお、12月宿泊分以降については、前述の申告納入期限になります。
- ② 申請月の前3ヶ月において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- ③ 申請月の前3ヶ月において、市税の徴収金を滞納していないこと。
- ④ 申請書を提出する日において、当該宿泊施設の営業を開始した日の属する月の末日から1年を経過していること。

eLTAX（エルタックス）による電子申告・電子納税

手引きP29

宿泊税に関する下記の手続きは、「地方税ポータルシステム（eLTAX）」を利用して行うことができます。eLTAXを利用すると、ご自宅のパソコン等から電子申告・電子納税を行うことが可能です。

- ・ 宿泊税納入申告書の提出
- ・ 宿泊税申告納入期限等の特例承認申請書の提出
- ・ 宿泊税経営申告書の提出
- ・ 宿泊税更正請求書の提出
- ・ 各種届出書等の提出

※「地方税ポータルシステム（eLTAX）」を利用して手続きするためには、利用者ID及び電子証明書が必要です。他の税目で既に利用者ID及び電子証明書を利用している場合は、同一の利用者ID及び電子証明書を利用することができます。

※地方税ポータルシステム（eLTAX）の利用については、地方税共同機構が運営するeLTAXのホームページをご確認ください。操作上のご不明点は、eLTAXヘルプデスクへお問い合わせください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/special/pcdesknext>
ヘルプデスクTEL:0570-081-459



帳簿等の記載・保存

手引きP24

日々の宿泊税を適正に把握していただくために、**帳簿の備え付け**と、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した**書類を保存**する必要があります。

	記載	保存期間
帳簿	宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税額の記載があるもの ※上記の事項が網羅されていれば、日々作成される業務用の帳簿等に代えていただいて構いません	納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間
書類	宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの	宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間

罰則、滞納処分等について 手引きP25

宿泊税に関する罰則や滞納処分等については、熊本市宿泊税条例や地方税法等の法令に基づき取り扱います。

【罰則】

法令等	条項	内容	罰則	
			拘禁刑	罰金
宿泊税条例	第21条	帳簿の記載義務違反等に関する罪	1年以下	50万円以下
	第22条	納税管理人に係る不申告に関する過料	10万円以下（過料）	
地方税法	第21条	不納せん動に関する罪	3年以下	20万円以下
	第22条の2	虚偽の更正の請求に関する罪	1年以下	50万円以下
	第733条の5	検査拒否等に関する罪	1年以下	50万円以下
	第733条の7	納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪	なし	30万円以下
	第733条の21	脱税等に関する罪	5年以下	100万円以下
	第733条の25	滞納処分に関する罪	3年以下	250万円以下
	第733条の26	滞納処分に関する検査拒否等の罪	1年以下	50万円以下
	第733条の26の2	滞納処分に関する虚偽の陳述の罪	6月以下	50万円以下

【滞納処分等】

法令等	条項	内容	率（※地方税法本則の規定）
地方税法	第733条の17	不足金額及びその延滞金の徴収	7.3%又は4.6%
	第733条の18	過少申告加算金及び不申告加算金	5～30%
	第733条の19	重加算金	35%又は40%
	第733条の20	納期限後に納付し、又は申告納入する法定外目的税の延滞金	7.3%又は14.6%
	第733条の24	滞納処分	—

領収書等への表示 手引きP27

領収書等に、宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。
税の名称表示は、以下の標記で統一してください。

日本語	英語	中国語 (簡体字)	中国語 (繁体字)	韓国語
宿泊税	Accommodation Tax	住宿费	住宿稅	숙박세

〈合計の内訳に宿泊税額を計上する場合〉

領 収 書

〇〇 〇〇 様

〇〇〇号室
人数 1名

日 付	項 目	金 額
〇月〇日	客室料金	10,000 円
	消費税等	1,000 円
	宿泊税	200 円
	合 計	11,200 円

〇年〇月〇日

熊本市〇区〇〇町〇〇番〇〇号
〇〇ホテル

印紙

受領印

〈宿泊税額を別に計上する場合〉

領 収 書

〇〇 〇〇 様

〇〇〇号室
人数 1名

日 付	項 目	金 額
〇月〇日	客室料金	10,000 円
	消費税等	1,000 円
	合 計	11,000 円

上記のほか、宿泊税額200円を領収しました。

〇年〇月〇日

熊本市〇区〇〇町〇〇番〇〇号
〇〇ホテル

印紙

受領印

〈客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合〉

領 収 書

〇〇 〇〇 様

〇〇〇号室
人数 1名

日 付	項 目	金 額
〇月〇日	客室料金	11,200 円
	合 計	11,200 円

上記金額には、宿泊税額200円が含まれています。

〇年〇月〇日

熊本市〇区〇〇町〇〇番〇〇号
〇〇ホテル

印紙

受領印

3 使途の概要

本市の観光振興を強化していくための基本的指針である「熊本市観光マーケティング戦略（令和6年3月策定）」に基づき、戦略で目指すビジョン「訪れる人が、暮らす人と共に上質なときを創るまち くまもと」の実現に向けて、以下の4つの基本方針のもと様々な取組を進めていくこととしています。

基本方針	【基本方針1】 世界に選ばれる観光都市・熊本の創造  熊本城をはじめとする歴史文化や世界に誇る水資源、中心市街地の賑わいなどの、熊本市ならではの観光資源の魅力向上や高付加価値化を図り、観光都市としてのプレゼンスを高めます。	【基本方針2】 訪れる人にやさしい滞在環境の構築  質の高い観光情報の発信や目的地までの移動の円滑化、快適で安心な滞在環境の構築に取り組み、国内外の旅行者の満足度を図ります。	【基本方針3】 強みをいかした戦略的な誘客促進  国内外の市場調査を踏まえたニーズ把握や、戦略的なプロモーション、熊本ならではのMICEの推進、ファンと一体となった情報発信などの戦略的な誘客を図ります。	【基本方針4】 観光振興を通じた熊本市の活性化  観光産業の経営基盤強化や市民と旅行者による持続可能な観光まちづくりを推進し、観光振興を通じた本市の活性化を図ります。
基本施策	(1)熊本城の魅力の最大化 (2)世界に誇る水資源のブランディング (3)観光資源の魅力創出 (4)まちの魅力の発揮	(1)質の高い観光情報の発信 (2)目的地までの移動の円滑化 (3)快適で安心・安全な滞在環境の構築	(1)市場調査に基づく施策の検討・検証 (2)戦略的なプロモーション (3)熊本ならではのMICEの推進 (4)熊本ファンと一体となった誘客促進	(1)観光産業の経営基盤強化 (2)持続可能な観光まちづくりの推進

○「熊本市観光マーケティング戦略」に基づく事業のうち、熊本市への来訪や滞在の促進と、旅行者の満足度向上を図る観点に留意し、観光資源の魅力づくり、旅行者に優しい滞在環境づくり、誘客プロモーションなどの新規事業や既存事業の拡充を中心に活用したいと考えています。

○令和8年度から宿泊税を充当している事業についても、単年度で完結させるのではなく、継続して取り組むことで観光振興への効果を着実に高めると認められる事業については継続案件として充当します。

基 本 方 針	令和8年度宿泊税の活用事業の例
1 世界に選ばれる観光都市・熊本の創造	・ 熊本のきれいな水を活用した「くまもと水ブランド」プロモーション ・ 夏目漱石来熊130周年を契機とした記念事業 ・ 観光資源の磨き上げ、高付加価値コンテンツの造成
2 訪れる人に優しい滞在環境の構築	・ 観光案内サインの多言語対応の充実 ・ 観光ウェブサイトのリニューアル ・ 「手ぶら」で快適に移動できる環境整備
3 強みをいかした戦略的な誘客促進	・ 人流データ等を活用したマーケットリサーチの推進 ・ 国内外への年間を通じた情報発信 ・ MICE誘致の推進
4 観光振興を通じた熊本市の活性化	・ 宿泊施設における受入環境整備の充実 ・ 伝統文化等の保存継承

※ 上記の事業は、熊本市観光マーケティング戦略に基づく新規・拡充事業の取組内容について例示したものです。
宿泊税を活用する事業については、関係事業者の皆さまとの意見交換、熊本市観光振興推進協議会における審議等を踏まえ、当該年度の予算編成時において検討を行うこととしています。

4 問い合わせ先

書類送付先（住所）

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1-1

⇒ 経営申告書の提出・申告納税などの実務に関するお問い合わせ

熊本市 市民税課 法人課税班

【TEL】 096-328-2173

【メール】 shiminzei@city.kumamoto.lg.jp

⇒ 宿泊税の用途に関するお問い合わせ

熊本市 観光政策課

【TEL】 096-328-2393

【メール】 kankouseisaku@city.kumamoto.lg.jp

⇒ レジシステム等整備費補助金の申請とお問い合わせ

熊本市 税制課 企画班

【TEL】 096-328-2174

【メール】 zeisei@city.kumamoto.lg.jp

本日はご参加いただきありがとうございました

アンケートへのご回答をお願いします
(回答〆7月24日)

